

令和8年度 墨田区立吾嬭立花中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日
校長 決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1)管理職の指導の下、いじめを生まない、見逃さない、許さない学校づくりを進めるため、人権教育や道徳教育の充実を図る。
- (2)あらゆる機会を通じ、生徒をいじめから守り通す体制づくりを進める。
- (3)教職員の研修を深め、解決を図るための指導力向上と組織的対応力の向上を図る。
- (4)保護者・地域・外部機関と連携を密にした取組を進める。また吾立中 SNS 利用上のルールを設定し、そのルールを守り、正しく使用できるよう保護者に協力を求める。

2 学校及び教職員の責務

- (1)保護者・地域・外部機関(児童相談所・子育て支援総合センター等)との連携をしながら対応する。
- (2)学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組む。
- (3)生徒がいじめを受けている時は適切かつ迅速に対処する。

3 いじめ防止等のための組織

(1)学校いじめ対策委員会

① 設置の目的

- ・学校全体による組織的な対応を適切かつ迅速に進める。
- ・機動的な対応を進める上で、教職員の役割と責任を明確化する。

② 所掌事項

- ・いじめ防止対策基本方針の策定および実行の中心となる。
- ・道徳教育、人権教育での年間計画に、いじめ防止に関する内容を盛り込む。
- ・生徒の状況を日常的に把握し、全教職員が情報を共有できるようにする。
- ・生徒の生活意識アンケートを年3回行い、適切に対処する。
- ・いじめ防止対策に向けた組織づくりと運営の中心となる。
- ・スクールカウンセラー、学校サポートチームとの連携の中心となる。
- ・いじめに関する研修、いじめに関する授業の企画・運営の中心となる。

③ 会議

- ・毎週1回行われる企画調整会議の中に設置し、定期的を実施する。
- ・必要に応じて臨時会議を招集し、対応を協議する。

④ 委員構成

河野敏也校長、脇坂知寛副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、保健主任、スクールカウンセラー

(2) 学校サポートチーム

① 設置の目的

外部の関係機関および専門的知識を有する専門家と連携し、いじめの防止等に関する取組を推進する。

② 所掌事項

- ・学校運営協議会委員代表、民生児童員、外部機関(区、児童相談所等)と連携して、いじめ防止等の取組を進める。
- ・スクールカウンセラーとの連携を密にしながらいじめ防止等の取組を進める。
- ・必要に応じて、スクールソーシャルワーカーの援助を要請する。
- ・必要に応じて、外部機関や専門家から具体的ないじめ問題に対する指導・助言・支援を仰ぐ。

③ 会議

- ・いじめ問題が進んだ際に、委員の中で情報共有を十分に行い、具体的な対策についての会議を開く。
- ・必要に応じて臨時会議を開き、対応を協議していく。

④ サポートチーム構成

河野敏也校長、脇坂知寛副校長、主幹教諭、生活指導主任、民生児童員、学校運営協議会委員代表、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ① 学校いじめ対策委員会を中心に、組織的に取り組む体制を作る。
- ② いじめ防止に関する授業を年3回行う。
- ③ 道徳の授業にいじめ未然防止の内容を随時盛り込む。
- ④ 学級活動の時間にいじめ未然防止に関する意見交換の場を設ける。
- ⑤ 生徒会によるいじめ防止キャンペーンを行う。

(2) 早期発見のための取組

- ① アイチェックを年2回実施し、その結果をいじめの早期発見に役立てる。
- ② スクールカウンセラーによる1年生全員面接を夏休み前に実施する。
- ③ 生活ノートやアプリ等を活用して心の健康状態を把握し、SOS等の発信には迅速かつ適切に対処する。
- ④ 業間休み、昼休みの校内巡回を通して、早期発見に努める。
- ⑤ 年3回「生活意識アンケート」を実施して、生徒間の人間関係を把握し、いじめ

の早期発見、早期対応に努める。

- ⑥各種相談窓口や身近にいる信頼できる大人にSOSを出すことができるようにするために電話相談や SNS 相談「Stop it」の活用周知や SOS の出し方授業を実施する。

(3) 早期対応のための取組

- ①入手した情報を基に、被害者本人からその日のうちに聞き取りと、24時間以内に周囲(第三者)から聞き取りを行う。
- ②状況証拠、物的証拠、第三者の証言等客観的事実を基に、加害者への聞き取りを慎重に行う。
- ③学校いじめ対策委員会、担任等関係教員で情報を共有し、指導方針および対策を策定する。
- ④被害者への支援、加害者への指導および双方の保護者への対応を迅速かつ慎重に行う。
- ⑤被害、加害生徒や保護者の気持ちに寄り添いながら、課題を共有し、生徒同士の関係改善に向けた指導を丁寧に行う。
- ⑥進行状況および結果について全教職員に周知し、全校体制で臨む。

(4) 重大事態への対処

- ①被害生徒の安全を確保するため、登下校・授業時間・業間休みに教職員または学習支援員を身近に配置し、安心して過ごせる体制を作る。
- ②SCおよびSSWと連携し、具体的かつ有効な手立てを講ずる。
- ③いじめの状況についての客観的な情報を収集し、事実の確認を慎重に進める。加害生徒については、事実確認を慎重に進めながら指導を行う。
- ④被害生徒・加害生徒双方の保護者に連絡を取り、理解と協力を要請する。同時に支援も行っていく。
- ⑤被害生徒にけが等の症状がないか確認し、必要に応じて医療機関で治療を受けさせる。また、寄り添える体制づくりとして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して心のケアに努める。
- ⑥加害生徒には、いじめは許されない人権侵害であることを理解させ、どんなことがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- ⑦加害生徒の保護者に、いじめをやめさせるように伝えるとともに、必要に応じてスクールカウンセラーにつなげる。
- ⑧児童相談所、警察等の外部機関に相談し、連携して対処する。加害生徒への対応も慎重に進める。

5 教職員研修計画

- (1)「いじめ総合対策」や「人権教育プログラム」等を活用し、5月・9月・1月の年3回、具体的な事例研究に加え、人権感覚を磨くために校内での

研修を行う。

- (2) 必要に応じて、スクールカウンセラー、児童相談所等の専門家を講師に招き、研修を深める。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校だより、学年だより、および保護者会を通じて啓発を図る。
- (2) 被害生徒および加害生徒の保護者に対しては、スクールカウンセラー、児童相談所等の専門家や外部機関を紹介し、支援していく。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) PTAと連携し、登下校や地域行事における見守りや、いじめに関する情報収集を依頼する。
- (2) 警察および児童相談所との日常的な連携のため、月例の生活指導主任連絡会を活用して情報の共有化を図り、指導・助言を仰ぐ。
- (3) 学校運営協議会や育成委員会の会議で、学校のいじめ防止についての方針や状況についての報告をする。
- (4) 地域の育成委員会と連携し、夜間パトロールや行事での協力を依頼する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) いじめ防止基本方針に関する項目を学校評価に取り入れ、問題点の提起と具体的改善策について協議する。
- (2) 学校評価の結果について、学校いじめ対策委員会で協議し、次年度に向けての改善策を作成する。
- (3) SC、SSWおよび外部機関に学校評価の結果を伝え、指導・助言を仰ぐ。